

## 鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 3 月 29 日（金）第 502 号 の 7



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 議 会 告 示

- 鹿児島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程  
（※）（総務課取扱い） 1

## 議 会 告 示

## 鹿 児 島 県 議 会 告 示 第 1 号

鹿児島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定めた。

令和 6 年 3 月 29 日

鹿 児 島 県 議 会 議 長 松 里 保 廣

鹿児島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程  
鹿児島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和 5 年鹿児島県議会告示  
第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条 第 1 項 を 次 の よう に 改 め る。

条例第 28 条 第 1 項 に規定する議長が定める方法は、次に掲げる方法（プログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）を用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）とする。

- (1) 電磁的記録を専用機器により再生又は映写したものの閲覧、視聴又は聴取
- (2) 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付
- (3) 電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの交付

同 条 第 2 項 中「第 2 号」を 削 る。

第 19 条 第 2 項 中「写し等」を「写し」に改め、同条第 5 項 中「用紙に出力したものの閲覧並びに専用機器により再生したものの閲覧及び視聴」を「専用機器により再生又は映写したものの閲覧等及び用紙に出力したものの閲覧」に改める。

別 表 中

2 録音テープ	録音カセットテープに複写したものの交付		1 巻につき 50 円
3 ビデオテープ	ビデオカセットテープに複写したものの交付		1 巻につき 80 円
4 電磁的記録（2 の項又は 3 の項に該当するものを除く。）	(1) 用紙に出力したものの（A 3 判以下のものに限る。）の交付	単色刷り	1 枚につき 10 円
		多色刷り	1 枚につき 20 円
	(2) フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付		1 枚につき 20 円

を

2 電磁的記録	用紙に出力したもの（A3判以下のものに限る。）の交付	単色刷り	1枚につき10円
		多色刷り	1枚につき20円

に改め、同表注中「1の項又は4の項第1号において、」を削る。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の鹿児島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程別表の規定は、この規則の施行の日以後の開示決定に係る費用について適用し、同日前の開示決定に係る費用については、なお従前の例による。